

令和元年度第3回受動喫煙対策部会

日 時 令和元年10月1日(火) 18:30~20:30

会 場 WEST19 5階 講堂

次 第

1. 開 会

2. 議 題

さっぽろ受動喫煙防止宣言について(協議)

3. そ の 他

4. 閉 会

1. 開 会

○事務局（斉藤） 皆様お疲れさまでございます。

予定の時間となりましたので、ただいまから第3回受動喫煙対策部会を開催させていただきます。

部会長による議事進行までの間、部会の進行を務めさせていただきます、成人保健・歯科保健担当課長、斉藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席状況ですが、お手元の委員名簿にございますとおり、全15名のうち、現在のところ欠席の御連絡をいただいているのは、歯科医師会の高橋委員のみとなっております。札幌市の健康づくり推進協議会規則第3条第3項の会議開催の要件である委員の過半数以上の出席がございますので、有効に成立していることを御報告いたします。

なお、会議の内容は、市民へ公開することを原則としておりますので、会議終了後は議事録を作成の上、札幌市のホームページ上で公表したいと考えております。

（資料の確認）

それでは、これからの進行は玉腰部会長にお願いいたします。

2. 議 題

○玉腰部会長 それでは、皆さん、よろしくお願いいたします。

前回、御意見をいろいろいただきましたけれども、引き続きましてさっぽろ受動喫煙防止宣言について、まず、協議の進め方について、事務局から御説明をいただけますでしょうか。

○事務局（斉藤） 前回の部会では、さっぽろ受動喫煙防止宣言、事務局作成の素案につきまして、大変活発な御討議をいただきありがとうございました。

いただきました御意見につきましては、資料3にまとめておりますので、各自御参照ください。

本日は、第2回の部会でいただきました意見を参考に作成しました修正案について、事務局から説明をさせていただきます。その後、皆様に御協議いただき、部会としての意見をまとめていただきます。

それでは、事務局の長尾より資料の説明をいたします。

○事務局（長尾） たばこ対策担当係長の長尾です。

座って説明させていただきます。

まず、資料1につきましては、前回部会での御意見を参考に作成いたしました宣言全体の修正案となっております。

次に、資料2をご覧くださいませでしょうか。

2ページを見ていただきますと、左側が前回の部会でお示ししました事務局案となります。右側が前回いただきました御意見を反映した宣言の修正案となっております。

資料2の1ページで、宣言文の修正のポイントについて御説明させていただきます。

宣言の修正においては、全体の文章の表現に法令の用語などは使わず、できるだけ平易な言葉遣いで、簡潔に表現することを心がけました。

また、全体を通しまして、それぞれの立場における行動は、後ほど説明いたします取組に整理することといたしました。

いただいた御意見の中に、札幌とわかる言葉を入れるということがありましたので、札幌の木である「ライラック」という言葉を入れております。

また、「市民」が重要であり、強調すべき言葉であるという御意見もありましたし、市民には事業者も関係団体も含まれるという御意見もありましたので、主体は「さっぽろ市民」としております。宣言文の前段で主語を「私たちさっぽろ市民は」としましたので、下の1から5までの方針の文頭にありました「私たちは」という言葉は重複しますので、修正案からは削除しております。

「自ら行動し」という言葉で、市民一人ひとりが主体的に行動することを表しております。

「互いに協力する輪を広げていく」ことで、役割や立場が異なる市民が、喫煙者も非喫煙者も協力する共生社会の実現というイメージも含めまして、連携協力するという意味合いとなっております。

方針2の「胎児」という表現は、より平易な表現として「これから生まれる命」と変更し、「二十歳未満」という言葉は、宣言に基づく取組に記載し、方針には入れない形としております。

また、「受動喫煙から守る」という表現は、子どもについてのみ使用することといたしました。

そのため、方針3では、「労働者を守る」という表現ではなく、「働く場所で互いに協力する」という表現に改めております。

家庭内での受動喫煙から配偶者、家族を守るという内容が必要との御意見もありましたが、その点は前文や方針には入れず、宣言に基づく取組みに含むことといたしました。

方針4については、「札幌を訪れる人を受動喫煙から守る」という表現を変更し、観光都市としての札幌市の特徴を盛り込むこと、多言語化も念頭に置きまして、表現を変更しております。

方針5は、「禁煙したい人」という表現を「禁煙に取り組む人」に変更するなどしております。

以上です。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

皆様、今ご覧になって、大分事務局が苦労して修正案を考えてくれたということがおわかりいただけるかと思えますけれども、まず、この前文と方針につきまして、皆さんからの御意見いただければと思います。どんなところからでも結構ですので、お気づきの点がありましたら、よろしく願いいたします。

○森田委員 非常によくなったのではないですか。読みやすいし。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょう。

○森田委員 皆さん意見がないようなので、もう一つ。

5番目だけ、喫煙している私からすると、「禁煙に取り組む人を励まし、禁煙が継続できるような協力する」というところが、前案の「私たちは禁煙したい人を支援します」ぐらいのほうがいいのではないかと。これはあくまでも受動喫煙防止宣言なので、禁煙に対してどうこう言うところとちょっと反発が来るのではないかなと思うので、「禁煙を支援します」ぐらいのほうがどうだろうか。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

この点に関して、どなたか御意見。どうぞ。

○皆川委員 私も全く今おっしゃられた意見と一緒にして、私は、この方針の5は削除したほうがいいのではないかと思います。具体方策の2番目か3番目のあたりに、禁煙へのサポートというのを具体方策として取り込む、そのほうがいいのではないかと思います。

理由は二つ。方針の部分については、受動喫煙のみにスポットを当てたほうが訴求力は高まると思います。今おっしゃったとおり、喫煙者、愛煙家からは、これが入ることで要らぬ反発を受けるのではないかと。札幌市の宣言は市民の嗜好にまで踏み込むのかといったような要らぬ反発が出てくる可能性があるのでは、5番目は思い切って削除したほうがいいと思います。

○玉腰部会長 そのほかいかがでしょうか。どなたか、今の点について。

○土肥委員 今回、受動喫煙というところから取り組んでいますけれども、大元は、やっぱり喫煙があって、それが健康を害するという。吸っている人は、自分が好きで吸っていると思っておられるかもしれませんが、やはりたばこに吸わされている、依存性ができていろいろなことで行動が制限されているという医学的事実があります。できれば最終的には禁煙まで、遠い未来かもしれませんが。まず受動喫煙を防止すること、今吸っている人に関しては、そのままどうぞお吸いくださいという形で、遠くの目標として定める意味では、一番最後にそっとのせているのはいいのではないかと思います。世界的な流れからすると、やっぱりそこから離れるわけにはいかないのではないかなと思うのです。今吸っている人は、どうぞ、それはしょうがないと僕は思いますけれども。アメリカなどでは600億円の損害賠償で麻薬が敗訴しましたがけれども、いずれ日本もそういう時代が来るので、そういう将来を見据えて、この一文は残したほうがいいのではないかなと思います。早急に皆さんたばこをやめろという話ではないので、将来を見据えた段階では、残したほうがいいのではないかなと思いました。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○豊田委員 私もこの5番はあったほうがいいと思います。やはり3次喫煙の害というの

も前回も出ていたと思うのですけれども、そういうのもやはり知っていただいで、吸っている方は、今、吸うのをやめてほしいとかいうことではなくて、禁煙に取り組もうとしている人がいるときに励ますということです、私はこれはあったほうがいいと思います。

○宮崎委員 私もあったほうがいいと思います。禁煙したい人の家族だとか周囲の人は、その禁煙したい人が禁煙を継続できるように、お互いに協力し合う。例えばお酒を飲んでたばこを勧めるとか、いろいろなきっかけでまた喫煙することにもなるので、今回の宣言はお互いに協力し合うというところに軸があると思います。最終的にはやっぱり禁煙ということは大事だと思いますし、禁煙に取り組む人、禁煙したい人ということなので、協力体制という観点では、やっぱりあったほうがいいのではないかなと考えます。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかの御意見、いかがでしょうか。

○田畑委員 まず宣言の項目で、四つよりは五つのほうがバランスがいいのかなと思いました。

それと、禁煙に関してですけれども、恐らく禁煙そのものが究極の目的なのだと私は思うのですが、それがちらちら見え隠れしていると要らぬ誤解を与えるというのは、ごもつともだと思います。となれば、5番の文言について、誰か言っていましたが、そつと添える、そのそつと添える文言をどうするか。何が一番適切かというのを、議論なり事務局の方に考えていただくということが大切なのかなと私は思います。

○玉腰部会長 いかがでしょうか。

○梶委員 防止宣言全体的に、新旧対比して、非常にシンプルでわかりやすいものになったと思います。

今、テーマになっています5番。私もこの文言は、この形がいいかどうかわかりませんが、何らかの形で残して、やっぱり取り組んでいったほうがいいのではないかなと思います。

○玉腰部会長 どうでしょうか。一応今日ここである程度、方針を固めないという時間的な問題もありますので、ぜひ皆さんのそれぞれの思いを出していただければと思います。

○北委員 小学校長会の北と申します。

私もこの文言は、内容としては残したほうがよろしいと思っております。というのも、ちょっと5番の改定のほうは、何か禁煙する人をとにかく頑張れ、頑張れとやらなければならないというような、重みがちょっと増した感じが印象としてあります。結局、受動喫煙というのは、禁煙する人が増えれば減ることにもつながっていくので、ここのところをもう少しシンプルに、どちらかという、さらっと旧のほうがよろしいかなと思います。5番ぐらいか、ほかにもいい文言があればまた改定していただければと思うのですけれども。

○玉腰部会長 いかがでしょうか、まだ御発言されてない委員の方で。

○細川委員 私のほうも、5番の部分に関しては、文言を変える、変えないの部分は議論はあるにせよ、残す方向のほうがよろしいのではないかと考えております。基本的に受動喫煙の防止につながる一つの行為として禁煙というものがありますので、そこに対する支援ということで、何かの行動を少しピックアップした形で文言にできたほうがいいのではないかと思います。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○西田委員 札幌商工会議所の西田です。

ちょっと個人的な意見ということになりますが、5番について入れるのがいいのか、入れないのがいいのか、実はかなり悩んでいまして。というのは、私、実はヘビースモーカーだったのですけれども、今年の令和元年になるときにすばっとたばこをやめまして、半年たちますがかなりつらくて、実はまだつらいのです。禁煙に取り組むというのはかなりハードルが高いというか、これは続けようと思っておりますので、続けるのですけれども、どう禁煙したい人を励ましたり支援したりするのがいいのか自分の中でも葛藤があって、どちらというふうに言えなくて、こんな感じの意見ですみません。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○相内委員 禁煙のことについては触れたほうが良いなどは私も思うのですけれども、5番は確かに異質な感じはするのですよね。コピーライターもやっている身としては、4番で終わるとすごくきれいに聞こえるのです。「世界の人々歓迎します」で、さらっと広がりがある感じで終わるのはイメージ的には好きなのですが、ただ、もちろんこれは防止宣言でキャッチコピーではないので、恐らくその大事な言葉を入れるというのは重要なのだと思うのですけれども。何で異質さを感じるのかなというのを今ずっと見て考えているところです。

○土肥委員 もう1回いいですか。

○玉腰部会長 もちろんです。

○土肥委員 僕は5番を残したほうが良いと思います。文章としては、新しい方は文節が二つあって、禁煙が二つ出ているので、かなり禁煙が強調されたふうに見えます。全体の流れからすると、「私たちは禁煙したい人を支援します」とさらっと方向だけ示すというのが、森田委員がおっしゃるようないいのかなと感じました。皆さんの意見はいかがでしょう。

○玉腰部会長 いかがでしょうか。

受動喫煙を防止するということを考えたときに、きちんと分煙をして、受動喫煙にさらされないようにするという話と同時に、吸う方がいなくなれば受動喫煙がなくなるのだという部分が当然あって、その中で、禁煙の取り組みだとか、あるいは新しく吸い始める人

を減らすだとかいったようなことが出てくるのだと思うのです。その部分が、さっきからお話が出ていますように、究極、最後というか、そこができてしまえば、受動喫煙そのものがないという話になりますので、最終目標は、ずっとずっと先かもしれないけれども、できればそうしたいのだというところもあるでしょうし、一方で、嗜好品である以上は吸う方が一定いらっしゃるということも認めながら、この中をどうするかということだと思うのです。

5番は受動喫煙防止と関係がないという話ではないので、あること自体は認めていただけるのかなと。今、お話を伺っていても、お二人、抜いたほうがという御意見ではありましたが、もしかすると表現の問題で、もう少し何とかならないかということだったのかなというふうにも受けとめられましたので、今、皆さんの御意見を伺っている中ではそのように考えておりますけれども、いかがでしょうか。何かもう少しつけ加えておくこととか、こうしたほうがいいのではないかという御意見があれば、ぜひここで方針を確定できればと思います。どんなことでも結構ですので、お話しいただければと思います。

○西田委員 今、副部長がおっしゃったとおり、さらっとした表現にするという手はあるのかなと聞いておりました。

○梶委員 私も旧の5番をそのまま、「私たちは禁煙したい人を支援します」というシンプルな形でいいのではないかと思います。

○玉腰部会長 そのほかいかがでしょうか。

森田委員、もう少し何か御発言あれば。

○森田委員 非常によくできてきているので、新しいほうが。だから、1、2、3、4と読んできて、5番目がちょっと強調し過ぎるので、5番目はさらっとのほうが当たりさわりのないのかなとは思いますが。

○田畑委員 「支援します」と「応援します」はどっちがさらっとしていますかね。

○森田委員 この前の部会で、支援は幾らでしたっけ、病院へ行ったら補助があると言っていましたよね。それが「支援」でしょうか？

○事務局（矢野） 医務監、矢野でございます。

子育て世帯を対象に禁煙外来を全部完遂できた方には1万円の補助をするというのを今やっております。

○森田委員 それがこの「支援」につながっているの？ つながっていないの？

○事務局（矢野） そのことだけを言っているわけではなくて、もっと包括的にお伝えしたいという意図だと思います。

○森田委員 では「応援」だね。

○田畑委員 そのほうがやわらかいですよね。でも、多分読めば、結局この5番目が、究極の目標であるし、裏の目標であるしというのはわかる。ただ、吸っている人もそんなに嫌な気持ちはしないですね、これぐらいだったら。

○森田委員 「支援」となると、市が支援しているみたいで、何かバックアップしてくれ

るのかなと。「応援」といえば、別に何も……。

○田畑委員　すごく抽象的でいいですね。

○玉腰部会長　いかがでしょうか。

皆川委員も先ほど、本当はここではなくても、後ろに入れたほうがという御意見をおっしゃっていましたが、いかがですか。

○皆川委員　皆さんの意見を聞いても私の考えは変わってなくて、せっかく受動喫煙にターゲットを絞り込むのであれば、ハレーションが起こるようなものは、取組方針のほうにはいくら書いてもよろしいとは思いますが、ここは受動喫煙だけでおさめたほうが訴求力は上がると思います。

○玉腰部会長　結局、この宣言をして取組をしたときに、どこまでできましたかという話のときですね、きっと。きちんと分煙をするという取組が4番までだけれども、吸っている方の話を入れ込んでいったときにどうなるのだろうという、そういう御懸念かと受けとめましたけれども、いかがでしょうか。ただ、そこが全く無しで、分煙だけしておけばいいよという話かどうかというのもちょっと厳しいところだと思うのです。すみません、私が意見を言っているのはあれですけども、皆さん、いかがでしょうか。

○豊田委員　新聞で、東京は罰則をつけるというところもあるというのを見て、そういうふうな考え方もあるのだなと。つけたほうがいいのかということではないのですけれども、話を聞いていて、受動喫煙だけのことを言っても、どれぐらいの効果があるのかというのは、私は疑問なのです。どうやって啓発するかというほうが大事だとは思っています。個人的ですが、息子の子どもが生まれるのです。息子の奥さんのお父さんがヘビースモーカーなのですけれども、孫を抱っこしたいからたばこをやめると言い出して、それを今、本当に家族が応援しています。やっぱりそこで、絶対本人がそういうふうに思ってやめると言ったら、応援してあげるのっていいのだなと、5番を見て思い出したのです。やっぱり家族の協力は必要で、私は文言としてはいいのではないかなと思ったのですが、皆さんがおっしゃるように、禁煙というのが二つ入っていますので、「禁煙に取り組む人に協力します」とか「励まします」とか、「励まします」はちょっとあれかもしれないですけども、そういうところで残していったらいいのではないかなと思います。

○玉腰部会長　いかがでしょうか。

○土肥委員　また発言してもいいですか。

○玉腰部会長　もちろんです。どうぞ。

○土肥委員　この中で禁煙外来をやっているのは僕だと思うのですけれども、やっぱり長年やっていると、結構大変なのです。つらい気持ちはよくわかります。運よく薬がぴたっと合って、やめられる人もいますのですけれども、地獄の苦しみを味わって、何とかやめて、1年たってもまだ吸いたいと言っている人もいて、本当に大変なのです。そういう人に、あえてたばこをやめろよなんて、ちょっとあまりにも大変で、僕自体は言えません。もしやめようというモチベーションが上がって、こういう目的があるのでやめたいと

言ったら、たばこの将来的な害とか周囲への影響も考えてやめられるという気持ちがある人であれば、ぜひそういう考えに至った人には支援したいなと思います。けれども、やっぱりどうしてもやめられないのだという人には、それはすごい大変なことなので、あえてそれはやめなるようにとは直接言わないで、もしそういう気になったら応援するからねという形で、ある程度たばこを吸い続けたい人のためにも配慮したいという考えはあります。そういうところも配慮された上で、禁煙したい人を応援するというのはいいのではないかなと思います。一番大変なのは、恐らくは家庭内の受動喫煙が一番問題なのだと本当は思いますけれども、配偶者だと1.3倍、肺がんが増えるというデータが出ていたりとか、ある程度害は明瞭なのです。それを知っていても、やっぱりたばこを吸いたいという、1回吸ってしまうとそういうことになるので、そのほかの取組として、若い人になるべくたばこを覚えさせない、そういうところで依存性をつけさせない。これから吸う人を少しでも減らしていく。究極の目標としては、たばこは害があるというのは間違いないので、最終的にそういう健康に害のあるものからなるべく人を遠ざけるような施策というのを見据えた上で、この宣言というのはいいいのではないかなと思います。今たばこを吸っている人にもよく配慮された文言だと思いました。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

全体の意見を集約いたしますと、文言を最終的にどうするかということはあるかもしれませんが、禁煙したい人を応援します、あるいは禁煙に取り組む人を応援しますといったような形で、ここに最後に残しておこうと。恐らく皆川委員が心配されることは確かにあるでしょうから、それをどういうふうに評価していくかということもまた考える必要はあるのかもしれませんが、逆に、ここから外してしまうと、外れた状態で取り組みに書き込んでいくという、ちょっと手順として難しいという部分もあるような気がいたしますので、ここは一旦、皆川委員の御意見は理解できる部分は十分あるのですけれども、今の形で進めさせていただくということでもとめさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

これ以外のところについて、もう少しお話ししたいと思います。どうぞ。

○西田委員 3番なのですけれども、ここだけ「働く場所」と場所を特定しているのですけれども、前回のお話でもあったとおり、家庭内とか、さまざまな場所で受動喫煙をなくしていくというのが必要かなと思ひまして、ここで特定するのはどうなのかなというところが少し思いました。

○玉腰部会長 この点、事務局、いかがですか。少し説明は書かれていますけれども。

○事務局（長尾） 「働く場所」という書き方にしていますが、場所のことを言いたいわけではなく、職場での受動喫煙は、なかなか自分の意思でその場を離れるですとか、そういったことができない環境であると考えます。子どもですとか、働く場所での受動喫煙ということに触れているのは、自分の意思でその環境を避けることがなかなか難しい立場にある方について、この方針の中に特に取り上げたという意図です。ただ、前回の部会のと

きに、労働者という言葉ですとか、労働者、事業者というような、そのような言葉遣いについて御指摘がございましたので、そのような言葉を使わずに表現するという事で、「働く場所」とさせていただいております。

○玉腰部会長 御説明はそのとおりですけれども、皆さんは読まれたときにどんな印象をお持ちでしょうか。ほかの委員の皆様、どうですか。

○宮崎委員 私はこれは絶対必要だと思っているのですけれども、場所という表現が違和感があるのであれば、「働く場所」というのでなくて、「職場での」とか広く表現するとうなののでしょうか。「場所」と見てしまうとそうなのですけれども、本当に職場は自分で規制がきかないところも実際あるので、本当に必要だと思うのです。だから、広い意味では「職場」とやわらかく言ったほうがいいのかなと思いました。

○玉腰部会長 いかがでしょうか。

○西田委員 今、事務局から御説明いただいて意図はわかりました。僕としては、家庭内とかいろいろな場所が重要なのかなというふうに感じただけで、特にこれではだめだという意味ではございませんので。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様。

○梶委員 私はこの表現でよろしいと思います。「互いに協力します」、働く場所、職場では、やはりたばこを吸う人、吸わない人、施設を管理する人、いろいろな方々の責任だとか、やらなければならないことが法の中でも明確になっておりますし、やはりこの文言でよろしいのではないかと思います。

○玉腰部会長 そのほか特に御意見がなければ、ここはこの形で進めていただければと思います。

そのほかはいかがでしょう。

○土肥委員 4番の「受動喫煙のないさわやかなまち」というのは、これは道路とか公園とか、そういう一般的な公共的なことを念頭に置いた文言でしょうか。

○事務局（斉藤） おっしゃるとおり、「さわやかなまち『さっぽろ』」という、住んでいる市民を含む札幌全体のことを指しているところと、札幌市は観光都市であるということも含めて、観光客といった方が集まるようなところも想定しています。また外のイメージだけではなく、屋内も含めて、さわやかな空気のまちというようなイメージととらえていただければと思っています。

○土肥委員 わかりました。受動喫煙の場所というと、家庭内は夫婦の問題があるので非常に突っ込みにくいのですけれども、路上の歩きたばこの問題、公園など、これから喫煙できるところが少なくなると、昼休みにみんな公園で吸うのではないかといろいろな問題が出てくるので、その辺も含んだ文言ということでこれを入れたということでしょうか。

○事務局（斉藤） そのとおりです。公園とか路上の喫煙とかをできるだけしないとか、

そういったところを含む場所を想定していただいて結構だと思います。

○土肥委員 了解しました。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

それでは次に、この宣言に基づく取組というところに進めたいと思います。もし最後までいったところで、また宣言の文章のところでは気になるところがあれば戻りたいと思いますので、一旦、取組について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（長尾） それでは、資料1の2から4ページを用いまして、宣言に基づく取組について、修正のポイントを御説明いたします。

前回の取組内容から変更した部分については、赤字で表示しております。

まず、構成を変更しまして、冒頭に、取組がどのような位置づけのものかを説明する文章を加えております。

宣言文では、事業者も関係団体も市民に含まれるということで、主語を「さっぽろ市民」としてありますが、連携協力し、一体となって受動喫煙対策を推進することが、宣言文の中では「互いに協力の輪を広げていく」という抽象的な表現となっておりますので、この説明文で改めて「互いに連携協力し、一体となって」というような事柄を記載しております。

「関係団体」という表現につきましては、前回、意見もございましたので、「市民が所属する各団体」との表現に変更しております。

方針ごとに取組を分ける形は、前回部会での素案と同様ですが、各方針に、より平易な表現で、各方針を設定している意図ですとか、目指すところを表現した文章を記載しております。数字が書かれた方針の上に小さめの文字で表示しているものがそれになります。

家庭での受動喫煙の防止や配偶者等への配慮についてですが、冒頭の説明文で「家庭の一員として受動喫煙から互いを守る」という表現ですとか、方針1の市民としての中で、「家庭や職場、公共の場所などで、ほかの人が受動喫煙にさらされることのないように配慮します」という言葉にその意味を含めさせていただいております。

家族の形もさまざまですので、配偶者だけに特に焦点を当てる形は避けております。

前回の意見で、保護者などが子どもをどう守るかを具体的に示す必要があるのではないかという御意見もいただきましたので、方針2には、公園や通学路のこと、子どもと同室の空間や車内のことなどを具体的に加えさせていただいております。

宣言の主体を市民としたことによりまして、方針4の表現を変えました。方針4の取組には、一市民としてできる内容として、「人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙ルールを守り、受動喫煙を生じさせないよう配慮します」というものを新たに加えております。

適宜、内容、表現の修正などを行っている部分もございますが、取組の修正をしたポイントとしては以上となります。

いただいた御意見の中で、宣言に反映できなかったものもごございます。3次喫煙や加熱式たばこの健康への影響についての周知啓発や、禁煙支援に取り組むけんぼ（保険者）を増やすなどの御意見については、宣言に載せる取組の中では含めておりませんが、保健所で作成します受動喫煙防止ガイドラインの中に反映したり、機会をとらえてけんぼに働きかけるなど、検討してまいりたいと考えております。

なお、受動喫煙対策を推進し、家庭内での喫煙もしないようにすると、喫煙できる場所が減ってしまうため、公衆喫煙所を設置する必要があるとの御意見は、前回の部会で複数頂戴しております。

公衆喫煙所の設置につきましては、保健所だけで方向性を検討できる問題ではなく、札幌市として庁内での調整が必要な事柄でもありますので、受動喫煙防止宣言の中で公衆喫煙所の設置について触れることはできないと考えております。

ただ、公衆喫煙所の設置が必要だという御意見につきましては、今後、庁内で共有いたしまして、検討させていただきます。

取組については以上でございます。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

では、今、修正いただきました取組につきまして、構成、それから内容、あるいは文言についての御意見をいただきたいと思いますが、今、ぱっとご覧になって、全体がまだ把握できていないという部分もあるかもしれませんので、最初のところから確認をさせていただきたいと思います。

最初の文章、位置づけをはっきりさせるということで、「全ての市民は、家庭の一員として地域社会の一員として、それぞれの役割や立場において、受動喫煙から互いを守る取り組みを推進します。市民が所属する各団体及び事業者は、その活動において、受動喫煙のない地域社会づくりに貢献する取組を推進します。さらに、市民・各団体や事業者・行政は、各々が主体的に下記の取組を実施するとともに、互いに連携協力し一体となって受動喫煙のないまちを目指します。」

先にいきます。

「1、受動喫煙の健康への影響について認識を共有します。」

ここに、先ほどありましたけれども、上のところに少し小さな文字で、「受動喫煙について理解し、配慮しましょう」ということで、何をしたいのかということが具体的に書かれているという構造になっています。

市民としてということで、「受動喫煙の健康への影響について正しく理解し、自らの健康を増進するよう努めるとともに、家庭や職場、公共の場所などで、ほかの人が受動喫煙にさらされることのないように配慮します。」

「二十歳未満の人や妊婦、患者などの受動喫煙の健康への影響が大きい人に特に配慮する必要があることを認識します。」

各団体や事業として、「市民が受動喫煙の健康への影響について正しく理解し、みずか

らの健康を増進するよう働きかけ、行政が行う周知啓発活動に協力します。」

行政として、「あらゆる機会を活用し、市民に受動喫煙の健康への影響について正しい知識を周知啓発します。」

「子どもたちに受動喫煙の健康への影響や喫煙のリスクを教え、みずからの健康を将来にわたって守るための知識について学ぶ環境をつくります。」

「受動喫煙について、簡潔でわかりやすい内容の啓発資材を作成し、各団体や事業者と連携し、市民に周知啓発を行います。」

いかがでしょうか。

多分、それぞれのお立場で、こんなことができてきたとか、もっとこうしたらいいとか、もっと表現はと、いろいろあると思いますけれども、いかがですか。

○北委員 今のところで、子どもたちに受動喫煙の云々といったところなのですけれども、次年度から実施される新学習指導要領において、子どもたちに教師が教えるというよりも、子どもたち自身が自ら学ぶというスタイルが求められているところです。子どもたちが主体的に学ぶという部分なので、ここを「子どもたちが受動喫煙の健康への影響や喫煙のリスクを学び」とし、そして大事なこととして、いわゆる持続可能なのということも新しい学習指導要領で出ていますので、例えば「将来にわたって自らの健康を自ら守ることができる環境をつくります」といった文言のほうが、子どもが主体的に進めていくところが表現できるのかなと思っていたところでもあります。

それから細かいところなのですけれども、一番上のところで、赤い文字で「下記の取り組みを」というふうに書いてありますけれども、記書きがないので、例えば「以下の取り組みを」という表現になるのかなと感じたところです。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

子どもたちの学び方というのが、私たちの時代と変わっていて、教えられるのではないというところは大事なポイントかなと思いました。ありがとうございます。

そのほか、今のところ、まず最初の1番目の認識の共有という点ではいかがでしょうか。

では、次と一緒に確認したいと思います。

2番です。「これから生まれる命や子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守ります。」

これは「子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守りましょう」ということになっています。

市民としてですが、「二十歳未満の子どもたちや妊婦の近くで喫煙しません。」

「公園や通学路など、子どもが多い場所では喫煙しません。」

「二十歳未満の子どもたちや妊婦が受動喫煙にさらされることのないよう、喫煙できる場所に立ち入らせません。」

「保護者等は、子どもたちが受動喫煙にさらされることのないよう、子どもと同室の空間や子どもが同乗する車内では喫煙しません。」

各団体や事業者として、「子どもたちが参加するイベント等では、子どもたちに受動喫煙を生じさせないように、喫煙場所を設置する場合は特に配慮します。また、喫煙ルールを明確にし、受動喫煙や歩きたばこによるやけどが生じないように協力を呼びかけます。」

行政として、「保護者等に、受動喫煙が胎児や子どもの健康に与える影響を教え、子どもを守るための知識を得る機会や情報を提供します。」

「二十歳未満の子どもたちや妊婦の近くでの喫煙及び歩きたばこをしないよう周知啓発します。」

いかがでしょうか。

○土肥委員 「喫煙場所を設置する場合は特に配慮します」という文言を入れたのは、具体的にはどういうことを想定して文言を入れられたのですか。

○事務局（長尾） 「子どもたちが参加するイベント等」となっていますがけれども、子どもがメインのものではないけれども、子どもも多く行くかもしれないというイベントを想定しておりまして、喫煙場所が全くないということが難しい場合もあることを想定して、設置する場合は特に受動喫煙を生じさせないような場所などを特に配慮するという事です。

○土肥委員 設置しない場所は配慮しないということですか？

○事務局（長尾） 設置しない場所は当然禁煙がメインとなります。

○土肥委員 設置しない場合には、当然、禁煙になるというのが前提という意味ですか。

○事務局（長尾） そうですね。設置しないときには禁煙を一番最初に考えていただきたいとは思っています。

○玉腰部会長 子どもたちが参加するイベント等の範囲にもよるような気はいたしますが、今言われたところをもっとはっきりするのであれば、「禁煙にする、あるいは設置する場合は」みたいな言い方になるのでしょうかね。そこまでは必要ないというのが事務局の判断なのですね。

○事務局（長尾） そうですね、イベントの種類にもやはりよるかと思います。地域の町内会のお祭りなどでしたら、話し合いで決められるのかもしれませんが、お金をもらって御入場するようなところだと、もしかすると喫煙場所がないというわけにはいかないという判断をイベントの主催側で考えるかもしれません。でも、喫煙場所をつくるとしても、そのときには、子どもたちが来そうなイベントなのだったら、そこは特に配慮して、においが禁煙エリアのほうに漏れ出るような場所に置くようなことはしないでいただきたいということです。

○土肥委員 設置する場合にはでなくて、「生じさせないように配慮します」だけでは足りないのでしょうか。「喫煙場所を設置する場合には」とすることで、文章が少し長くなったり、どういう場合なのだろうと考えて、理解がとまるなと思ったものですから。い

ろいろな事情があつてこういう文章になるのはわかりましたけれども。

○玉腰部会長 子どもたちが参加するようなイベントをした場合に、設置しないでさらされてしまうことはないのだよねという確認だと思うのです。要は、設置する場合は配慮するように読めるので、設置しないでさらされるようなことにはなりませんねという確認ですね。

○事務局（長尾） 質問のようで恐縮なのですが、子どもたちが参加するイベントは禁煙にしてほしいというのがお考えということですよ。禁煙というところまで踏み込めないのはなぜかというところに疑問があるということでしょうか。

○玉腰部会長 そうではないと思います、多分。もちろん、まず禁煙があつて、それから喫煙場所を設置する場合は配慮。では、喫煙場所を設置しないで喫煙ができてしまうことはないのでしょうかということですよ。

○土肥委員 単純にシンプルなほうがいいのかと思ったのです。法律等の兼ね合いでいろいろな書き方があるでしょうけれども。

○玉腰部会長 むしろこの「喫煙場所を設置する場合は」と書かずに、「子どもたちに受動喫煙を生じさせないよう特に配慮します」と言っておけば、いろいろなパターンがここに含まれるけれども、むしろ場合を言い込んだために、ではそうではないときはどうなるのだっけという、そういう御質問だと思います。ここはそういうふうに読めてしまうかもしれないという御指摘ですので、文章をもう1回練っていただければ大丈夫かと思えます。

そのほか、今のような子どものところ、いかがでしょうか。

私はさっきの、子どもたちは学んでいるというのに対して、保護者は教えられているのかというのが気になりました。何でしょうね、「伝える」など検討してください。

ほかはいかがでしょう。

○皆川委員 私も今おっしゃられたとおり、「教え」というのはちょっと違和感というか、上から目線だなというのを感じました。

それと、ここに関連してなのですがけれども、一つ戻ってもらって、先ほどの1番の行政としての二つ目のポチ、「学び」というふうに変えるというお話もありましたが、この部分で、行政の教育への介入というふうにとらえられる心配はないのでしょうか。

○玉腰部会長 それはどうなのでしょう。行政と教育委員会という、その関係の中で、この言い方が適切かどうかという御質問だと思います。事務局としてはいかがですか。

○事務局（斉藤） 教育委員会という、同じ立場というか、行政の中ということにとらえているので、行政が介入とは考えてはいないです。同じ立場の中で、教育も行政ということにとらえているところでした。

○玉腰部会長 そのほか、今、1番、2番のあたりでいかがでしょうか。

○相内委員 「二十歳未満の」というふうには、子どものところに書かれていますけれども、二十歳になったら受動喫煙を浴びせてしまってもいいのかという話でもない。二十

歳になった瞬間、子どもではないから書いているのかもしれないのですけれども、と考えると、なくてもいいのかなと思います。「子どもたちや妊婦が」という表現で十分通じるような気がしますし。それとも、二十歳というのは民法上の子どもを指している数字なのかもしれないのですけれども、何か線引きをする必要もないのかなと。もしかしたら前回もそんな話が出てきたかもしれないのですけれども、急に数字で区切るような話が出てくると、ちょっと違和感があるので、「子どもたちや妊婦」という表現でもいいのかなと思いました。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

その点、事務局、何かありますか。

○事務局（長尾） 「子どもたち」という言葉で想像する年齢層というものが、人によればらつきがあるかと思えます。幼児ですとか小学生くらいまでが子どもと思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、あえてここでは年齢を表示させていただきました。

○玉腰部会長 いかがでしょうか。ふだん、子どもたちに接していらっしゃる豊田委員とか北委員、何かお気づきの点があれば。

○北委員 私は「子どもたち」という表現でいいのかなと思います。高校生ならどうするのかというところもあるかと思えますし、「二十歳未満」というふうに限定をかけると、では20歳、21歳でたばこを吸わない場合は受動喫煙になることだってあるけれども、その場合は子どもとは言わないのかもしれないのですけれども。この文言に関しては、将来の未来のある子どもたちというふうな印象でよろしいのかなと考えます。

○豊田委員 私は、前回も言ったのですけれども、やはり「二十歳未満」という言葉がとても大事なのかなと思っています。ただ、こちらの防止宣言のほうからは「二十歳未満」という言葉は抜いて、取組の説明に入っている。なぜ二十歳まではたばこを吸ったりしないほうがいいのかということだと思うのですが、やはり高校生だとかそういう子どもたちもまだ発達段階で、いろいろな影響があるからだと思うのですよね。そういうことも踏まえて、先ほど皆さんおっしゃっているように、やっぱり子どもというと、小学生とかを皆さん想像すると思うのです。だから、この数字は意識してもらおううえであったほうがいいのかと思っています。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

○森田委員 「二十歳未満の子どもたち」とつながっているのです、これは18、19でも子どもと言われているような感じなのよね。でも、今の18、19は、俺は子どもではないよと、多分、言うと思う。それを子どもという表現でくくってしまっているから、ちょっと違和感があるのではないかなという感じがする。だから、ここはやっぱり「子ども」という言葉で、親のすねをかじっているぐらいの方々で切ったほうがいいのか。そう思いますけれども。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがですか。

これ、今見てみると、1番の市民としての二つ目は、「二十歳未満の人」と言っていますね。2番のところに入ると「二十歳未満の子ども」という表現になっています。法律用語では子どもというのはどういうふうに定義されているのですか。

○北委員 基本的には、児童という言葉を使うと18歳未満の子ども、児童相談所が対象とする児童になります。ここで児童というと小学生のイメージ、生徒というと中学生や高校生のイメージということになりやすいですね。児童福祉法でいう児童というと18歳までは網羅でき、どちらかというとイメージは、児童という印象かなというふうには思うのですが、この宣言にはちょっと児童という言葉はそぐわないかなという気がします。もう1点、「二十歳未満」という言葉は、これではっきりするなと思うのですが、では、子どもという前に全て「二十歳未満の」というのをつけないといけなくなるのかどうか。ちょっとしつこ過ぎるなとも思うし、「二十歳未満」という部分をよくわかってほしいということであれば、どこかに括弧書きで注釈をつけるなどそういった工夫をすることで、生かすことはできるかなと考えます。

○玉腰部会長 どうもありがとうございます。

ほかの委員の方から、今の点については御意見いかがでしょうか。

お願いいたします。

○相内委員 今、先ほど豊田委員のお話を聞いて、はっとなったのですが、もしかしたら僕の感覚がずれていたのかなと思ったのは、確かに皆さんは子どもという言葉からイメージするのは、小学生とかもっと小さい子たちなのかとちょっと驚いたのです。私がイメージする子どもは、わりと二十歳、21、22ぐらいまで、大学生ぐらいまで入っていて、最近の研究だと、二十五、六歳ぐらいまで、たばこが脳の発達に対する影響があるという話もあるので、それだと、やっぱり影響を考えて、受動喫煙させないというところなのであれば、逆に「二十歳未満」とくくると、影響がある年のところまで及んでしまうのかなと思ったりしました。

○玉腰部会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

法律でもいろいろ言葉が違う、呼称が違うというのが出てきて、難しいなと思ったのですが、これは市の宣言なので、別に法律用語で書かなければいけないわけではないので、できれば皆さんが同じものを同じように想起できる言葉があればそれが一番いいですし、確かに「二十歳未満の子ども」という子どもの定義の仕方をずっと続けているというのは、あまりスマートではないということはあるかもしれないですね。

○森田委員 1番の書き方と同じくしたらどうですかね。

○玉腰部会長 「人」というふうには？

○森田委員 「人」。「子ども」というよりは「人」。1番も2番も統一になるのではないかな。

○玉腰部会長 では少し事務局でもう一度言葉を、いろいろな例を見て整理していただいて、表現をしようと思っているものについては、皆さん同じように理解をしていただいていると思いますので、言葉を充てていただければと思います。

そのほか、2番のところ、よろしいでしょうか。

○北委員 私、子どもという部分で先ほどこだわった部分があるのですけれども、今小学校に在職しているのですけれども、受動喫煙が、例えば中学生とか高校生の喫煙のきっかけになるという、そういうような恐れが非常にあると思うのです。たばこの煙を吸うことで、何かいい感じとか、そういう環境にあることで、ちょっと真似してみようかなど。小学生よりもはるかに中高生のほうがそういうところに環境として手を出しやすい状況にあるので、そういった子どもをそういった環境にさらさないということも含めて、何か子どもが小さい子だけではないイメージも、先ほどの意見とちょっと変わるかもしれないのですけれども、ここに盛り込んでいただくとありがたいかなと思います。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

では、事務局、ハードルがどんどん上がっていますけれども、よろしく願いいたします。

そのほか、2番のところ、よろしいですか。

では、次を見たいと思います。

3番、「働く場所での受動喫煙をなくすため互いに協力します。」

「互いに協力し、働く場所での受動喫煙をなくしましょう。」

市民として、「働く場所では、施設管理者が決めた施設内での喫煙ルールを守り、互いに協力し、受動喫煙が生じないようにします。」

各団体や事業者として、「事業者は、働く場所で受動喫煙が生じないよう改正健康増進法を順守し、定められた受動喫煙対策の措置をとります。」

「施設管理者は、受動喫煙を防止するため、施設内の喫煙ルールを明確にし、周知徹底を図ります。」

「事業者は、労働者の健康を増進する取り組みや、二十歳以上の労働者であっても受動喫煙が生じないような措置を行います。」

「健康診断時や研修会などの機会をとらえ、禁煙についての情報提供など、健康増進につながる助言を行います。」

行政として、「職場における受動喫煙防止のためのガイドラインによる職場での望ましい受動喫煙対策の周知や、労働者の受動喫煙防止に関する適切な相談先の情報提供を行います。」

いかがでしょうか。よろしいですか。

宮崎委員、いいですか。

○宮崎委員 事業者の立場で見ると、労働安全衛生法というのが非常に重い法律なのです。「職場における受動喫煙対策のためのガイドライン」というのがこの7月に

て、そこが事業者としてはメインで、勉強しなければという、今そういう流れがあるので、行政の中には入っているのですけれども、事業者のところに労働安全衛生法のガイドラインという表記がなくていいのかなと、今悩んでいたところです。法律の重みとしてすごく大きいものですから、またもともと労働安全衛生法が先に職場の喫煙対策を言っていて、そこに健康増進法がどんどんかぶって行って、見直しと相まって進んだ感じなので、悩んでおりました。

○玉腰部会長 これ、事務局、何かお考えがあって、行政のほうにだけ入っているというようなことがありますか。

○事務局（長尾） 特にそこまで深く考えて事業者から抜いたという意図はありません。ガイドラインを含めるということもよろしいかと思えます。

○玉腰部会長 では、その点はちょっと検討いただくことにいたしましょうか。お願いいたします。

そのほかはいかがでしょうか。

○細川委員 ちょっと2点ほど、気になる点というか、確認をしておきたかった部分で、各団体や事業者としての文言の中で、「事業者」という主語の部分と、「施設管理者は」というところの二つの意味があると思うのですけれども、まず、施設管理者と事業者を分けている意図といいますか、その目的が知りたいなと思いました。同じく各団体や事業としての四つ目のポツのところなのですけれども、それ以外のところは、基本的に受動喫煙の防止に対する項目なのですが、ここだけは禁煙を促進するような内容になっておりますので、ここの表現がこのままでいいのか、それとも、禁煙ではなく受動喫煙防止のための対策であったりですとか、そういった文言の内容にしてはどうかなというところが気になりました。

○玉腰部会長 事務局、まず「事業者」と「施設管理者」のところの使い分けといいますか、それについてお願いします。

○事務局（長尾） 働く場所での話をしておりますので、主に事業者が施設管理者になることが多いかと思うのですけれども、各団体や事業者としておりますから、ここは団体が施設管理者のこともあり得るということで、それで「施設管理者」としております。

○玉腰部会長 よろしいでしょうか。

○細川委員 団体と事業者をまとめた文言としてという意味ですか。わかりました。

○玉腰部会長 もう一つは、ここに何気なく禁煙の話になっているけれどもという御指摘ですが、これは職場での対策という意味できつと入ったのだらうと思えますけれども、何か意図があればということで、ちょっとお話しいただけますか。

○事務局（長尾） 前回の部会のとときの取組で私どもが検討したときには、ここは各団体ではなく「関係団体」で、職能団体をイメージしたものだったため、健康診断時や研修会などの機会をとらえ、そういう団体であれば、事業者に対して受動喫煙の話をすることもできるかとは思いますが、禁煙についての情報提供ということを受動喫煙よりもやや重み

を置いて表記させていただいております。前回の部会から、ここについては変わってはいないという状況です。

○玉腰部会長 いかがでしょうか、この部分については、何か御意見ありますでしょうか。

これは誰に対してなのですか。労働者？

○事務局（長尾） 状況によって、事業者のこともあると思いますし、労働者一人一人のこともあると思います。

○玉腰部会長 事業者が対象になるということは、事業者の集まったいわゆる関係団体ということが主語なのですか。

○事務局（長尾） 事業者を対象にした健康増進の研修会などを想定しています。

○玉腰部会長 それが各団体が開催するという、そういうつくりのところなのですね。

○事務局（長尾） そうですね。各団体というのが、ある程度限られた職能団体に偏っていくかとは思うのですけれども。

○玉腰部会長 わかりました。

○土肥委員 この健康増進をそのまま禁煙に置きかえると、言いたいことはきっとそのままだと思うのですけれども、健康増進というよりも喫煙の健康への影響とか、禁煙という話ではなく、やっぱりその害を伝えて、あとは本人の意思に任せるといようなことを求めているのだと思うのです。衛生委員会とかでも健康増進とかいうことをやりますし、こういうところで取り上げるのであれば、たばこの健康への影響について啓蒙して、健康増進に努めるように助言するとか、そういう形に、もうちょっと素直にまとめたらいいかなど。健康増進とこういうふうにかぶせてしまうと、本来の意図がちょっとまた変わってしまうのかなというふうに思いました。

○西田委員 個人的な意見なのですけれども、禁煙が出てくるのはここだけなのですよ。その後、別段で禁煙に取り組む人を応援すると、最後のセンテンスがありますので、全部そちらのほうにまとめたほうがすっきりするよな。ここで突然出してしまうと、ずっと受動喫煙の話をしてきたのにという気がするのですが。

○玉腰部会長 ほかの方から御意見いかがでしょうか。

今のお二人の委員からの意見を考えますと、健康増進にかかわるような受動喫煙に絡めたお話でここはまとめて、禁煙のところは最後の5番でいくという形がすっきりしているようにも思いますけれども、いかがですか。

では、ちょっと文言はまた工夫が必要かもしれませんが、そういう形で進めていただければと思います。

では、先に進みまして、4番ですね。

「受動喫煙のないさわやかなまち「さっぽろ」で世界の人々を歓迎します。」

「札幌を訪れる人にも市民にも快適な環境を目指しましょう。」

市民として、「人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙ルールを守り、受動

喫煙を生じないよう配慮します。」

「各団体や事業者として、施設管理者は、利用者が受動喫煙を避けることができるように、施設の出入口に施設の喫煙環境（禁煙か喫煙場所があるか）をわかりやすく表示します。」

「施設管理者は、利用者に受動喫煙を生じさせないように、施設の出入口に吸い殻入れなどを置きません。」

「飲食店は、宣伝や広告を行う際には、店内の喫煙環境（禁煙か喫煙場所があるか）を明記します。」

行政として、「人通りの多い場所や人の多く集まる場所では、喫煙ルールを守ることや受動喫煙を生じさせないよう配慮することを市民や来札者に周知啓発します。」

「飲食店等の施設内の喫煙環境をわかりやすく表示するための情報提供等を行います。」

この部分、いかがでしょうか。

○田畑委員 各団体や事業者としてという中の2番目のポチ、「施設の出入口に吸い殻入れなどを置きません」というのは、ほかの文言に比べると何か不自然な感じがしますが。

○玉腰部会長 いかがでしょうか。

○西田委員 確かにそうですね。おっしゃるとおりですね。

○田畑委員 急に話が変わってしまったみたいな、同じことを言っているのだけれども、目線が違うみたいな。

○玉腰部会長 いかがでしょうか。もしこれを入れておきたいのだとすると、「施設の出入口に吸い殻入れなどを置かないなど、利用者に受動喫煙を生じさせないよう配慮します」みたいな、まとめるとするとそういうことかもしれません。言われる何となくニュアンスはわかります。ここだけがちょっと具体的というか。

いかがでしょうか。

○西田委員 前段の、前のセンテンスで、施設管理者ですか、事業者ですか、「改正増進健康法を順守し」というふうに入れていますので、あえてここで追加の表現が要るのかどうかというのはちょっと疑問なのですけれども。

○豊田委員 私はこの一文を見たときに、コンビニの前かなと思って、よくコンビニを出るとみんなあそこでたばこを吸っていて、子どもたちが通るときにすごく嫌な思いをするというのがあったので、そういうことなのかなと。「置きません」という言葉が出ているので、先ほど部会長がおっしゃっていただいた文言がよかったのかなと思います。これが入ってなくても、コンビニの前からはなくなるのかどうかというの、私の個人的な思いなのですけれども。

○宮崎委員 今年、道内各地に出張したときに、第一種施設の屋内が禁煙で、吸い殻入れを外に置いてあるのですよね。でも、本当に出入口に置いてあって、何の意味もわかっていないなという感じで。保健センターにもあったりとか、人が出入りする場所に、中に置いていないからいいみたいな感じで。根本的なことだとは思いますが、実際の行動にな

ると、大きなくくりでは本当に行動が繋がらないなと感じました。確かに文体はちょっと急にトーンが変わってしまうので、先ほど玉腰先生がおっしゃったような表現で、「など」とか入れて示したほうが。始まったばかりで、そこまでの気配りというか理解がまだまだ弱いなというふうに本当に実感しました。うちの近くのコンビニも出入口に置いていたのですけれども、人のいない奥のほうに引っ込めてくれたので、だんだんわかってくると、そういうことではないということがわかると思うのですけれども、そこが大事なのかなというふうに思います。

○**梶委員** この「受動喫煙のないさわやかなまち『さっぽろ』で世界の人々を歓迎します」と、表題は非常にイメージ的には多くの観光の方が札幌におみえになる、そういう中で何かをやるのかなとイメージして中を読んでも、その辺が読み取れるところがない。表題が非常に壮大で、中身は札幌市民向けでないのという感じがするので、何かそういうような世界の人々を歓迎するのであれば、そのような具体的なものを何らかの形で盛り込んだほうがいいのではないかなというふうに思います。

○**玉腰部会長** ありがとうございます。

何か皆様方の御経験で、世界の人々を歓迎するのだったらこれ、みたいなものはないですか。

細川委員、何か観光のほうでないですか。

○**細川委員** 例えばですけれども、札幌を代表するものでいうと、いろいろなイベントとかは当然あると思いますので、そういった文言で少し印象づけるようなものにするのですとか、PRするための周知啓蒙活動みたいな観点のものがあると。来た人もそういったものがあるのだというのを認識するようなものですか、そういった何かがあればいいのかなと思うのですけれども、具体的なものは今思い浮かんでいないです。

○**皆川委員** 以前の会合でたしか出たと思うのですけれども、外国語でやってくださいという、日本語だけではなくて、そういう部分で生かすことができるのではないのでしょうか。

○**玉腰部会長** 多国語での対応については、事務局、考えてはいただいているということではよかったですでしょうか。お願いいたします。

○**土肥委員** 先ほどの出入口の件ですけれども、出入口は結構境界線で、病院とか施設へ行っても、入り口で結構何人も吸っている場所によく遭遇します。やっぱり境界線だけあって、みんなが利用しやすい喫煙場所だと思うので、特に一言入れるのはいいかと思います。「出入口の受動喫煙に配慮します」とか、もうちょっと全体を統一したような形で文言を入れてくれると、ここは結構大事なことなので入れたらいいかなと思いました。

○**玉腰部会長** どうもありがとうございます。

では、今の出入口の件については、事務局、少し考慮いただくということと、もう一つ、ちょっと宿題的に出ていますのが、せっかく「世界の人々を歓迎します」となっている部分について、何かないだろうかということですね。

○西田委員 受動喫煙とは関係ないのかもしれないのですけれども、世界の人々を歓迎するという事は、観光都市札幌ということだと思えるのですよね。ですから、ここに何か「ホスピタリティあふれる」だとか、そういう表現で何か歓迎しますよという文言を入れると、またちょっとトーンが変わってくるのかなというふうに思うのですけれども。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

ただ、確かに子どもたちへの配慮だとか、職場での配慮ということを行っていますので、特に国際的な催しものがあるときなどにどう対応するかみたいなものを、もちろん別に国際的でなくても、札幌市民向けでも本当はそうなのでしょうけれども、世界の人がたくさん集まるような場のときに、特にこういうことをしたいのだからみたいなものはあってもいいかもしれませんね。この間のラグビーのワールドカップだとか国際的な会議とか、いろいろなものが催されていると思いますので、具体的なところにはならないかもしれませんが、ちょっと入れてみると、確かにせつかく大きく打った「世界の人々を歓迎します」というのがより生きるのかなという感じはいたしました。

もし委員の皆様で、こんな場面がとか、こんなときに、こんなことがというアイデアがあれば、今思いつけば……。

○森田委員 これは外国人に読ませるわけではないでしょう、この言葉は。

○玉腰部会長 ただ、多国語にしようというふうには……。

○森田委員 全体を多国語に？ この中に一文入れるということではないよね。わかりました。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。

○北委員 私もやはり世界という言葉を使うのであれば、今、例えば厚生労働省のホームページを見ていると、世界では受動喫煙対策が進んでいて六十数カ国が最高基準に達していると書いてあるのですよね。その国から来た人たちが、札幌はこういうふうに宣言しているのにこんなものかと思われると、これを外国語に翻訳された宣言文をもし目にしたときに、こうやって書いてあるじゃない、うちの国より全然進んでいないじゃないというふうに思われるというのは、やはり宣言したわりにはとなるし、なかなか最高クラスにはすぐいけないとは思いますが、このように努力しているという部分も含めて、ここにに入れていただけるとありがたいなと思います。

あと、細かいのですけれども、先ほどの4番の、「さっぼろ」のところにかぎ括弧してあるのは、前回欠席したものですからわからないのですけれども、何か意味があれば教えていただければと思います。

○事務局（長尾） このかぎ括弧については、私どもも悩んだところなのですけれども、平仮名が並び過ぎて、「さっぼろ」が埋もれてしまうなど思いまして、ここだけ括弧つけるのも迷いはあったのですけれども、一旦括弧をつけさせていただきました。皆様から御意見いただければと思います。

○玉腰部会長 どうでしょうか。

「受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろ」で、全部平仮名でいくと、ちょっとねということだったのでですね。

○玉腰部会長 どうもありがとうございます。

ほかの委員の方から、このかぎ括弧表現のところについてはいかがですか。

○土肥委員 見た感じが、平仮名にするとやさしくなるので、やさしい気持ちで世界の人たちを迎え入れますという感じが出ていて、書き方としては非常に気持ちが出ていていいのではないかと思います。

○玉腰部会長 そのほかよろしいでしょうか。

それでは、最後のところ、5番にいきたいと思います。

ここはちょっと表現が変わるのだと思いますが、禁煙に取り組む人を応援するという話ですね。

「禁煙に取り組む人が禁煙継続できるよう協力しましょう。」

市民として、「家庭でも職場でも、身近な人が禁煙をするときには、禁煙が継続できるよう励まし、協力します。」

各団体や事業者として、行政として、これは両方にかかっているということですね。

「禁煙に取り組む人に、禁煙外来を含む禁煙についての情報提供を行い、支援します。」

というところですけども、いかがでしょうか。よろしいですか。

ここは先ほど、宣言自体が応援しますというような、ちょっと文言を変えようということだったので、少し表現が、それにあわせて変えていただくほうがいいかもしれませんけれども、それ以外の点ではよろしいでしょうか。

○相内委員 「励まし」のところが消えるのであれば、市民としてのところも消えることになるのかもしれないのですけれども、家庭でも職場でも「励まし協力します」と書いています。「励まし」と、そこまで計算された言葉ではもちろんないと思うのですけれども、依存の方に対して、やめようと頑張っているときに励ますというのは、効果がある人もいれば逆効果になる人もいるので、ここは「協力します」という言葉だけで十分伝わると思うので、「励まし」という言葉が市民の方に誤解を与えてしまうデメリットを考えると、抜いてもいいのかなというふうに私は思いました。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

全体を通じてもう一度、宣言の文章も含めてですけども、全部を見たらもうちょっととか、ありますでしょうか。

○森田委員 やっぱり5番は何か違う文言を入れたらどうかなと思います。

○玉腰部会長 5番ですね。

○森田委員 受動喫煙で全部きているので、ここだけ禁煙というのはちょっと。だから、吸う際は、周りを意識してとか、何か違う文言はないかな。ここだけ何か違和感ありま

す。

○玉腰部会長 確かに上のところが受動喫煙の防止という観点からいうと、煙を吸わないようにしようという話と、それから、最後の5番のところは、煙そのものをどうやって減らしようというところで、禁煙をしたい人についての支援をしようというところになっています。確かに違う話にはなっていますけれども、一方で、究極の受動喫煙の防止という意味では、たばこの煙が出ないようにするという部分があるということですね。でも、最初にも御指摘いただきましたように、そこは確かに異質だというのは異質だとは思いますが。

○森田委員 禁煙宣言になってしまう、受動喫煙防止宣言ではなくて。

○玉腰部会長 そのこのところをどう考えるかということですね。

○土肥委員 今吸っている人は、必ずしも禁煙しなくてもしようがないかなと思いますけれども、喫煙が健康に害があって、それがいろいろな病気を引き起こして、公費である医療保険とかも使って、財政も一部で圧迫しているということも事実であるので、やっぱり禁煙の方向には絶対いったほうが良いとは思っています。今たばこを吸っている人は、さっき言ったように、やめるというのは非常に大変なことで、絶対禁煙しなさいとは言わないのですけれども、もし禁煙を志す人がいれば、できることはそれを支援すること。ある程度支援を得られて、それで成功する人もやっぱりいるのです。だめになる人は、大体飲み会に行って、たばこを吸っている人が、1本どうだいと言ったら、そうしたら1本と言って、それでもう振り出しに戻ってしまって、今までの苦勞がば一になる、そういう人を何人も見てきているのです。

やっぱり基本的には、たばこは害があるものだというのは間違いないのですけれども、ただ、吸っている人をやめさせようということは、今はできないだろうということだし、今はしないほうが良いと思います。その中でできることというのは、少なくともやめようという、喫煙人口はきっと減らしていったほうが良いのだろうなど。今、健康保険だけでなく、生命保険などははっきりしています。非喫煙者の特約というのもありますし、ああいうところはやっぱり経済的に、禁煙すれば効果が出るというところがあるので、できれば究極の目標として、最後に喫煙者が減っていくというところは押さえていきたいところなので、吸っている人を禁煙させるという意味ではなく、そういうやめるというチャンスがある人にはやめる。1回吸ってしまったらやめられない人も出てくると思うので、そういう機会を減らすというのは、子どもさんの学校でも教育されていますけれども、健康の被害があるということはたばこを吸いながらも実際に理解して、そういうところを共有の認識としてこの宣言をまとめていくべきでないかなと思います。この最後の一文は非常に遠慮がちに書いてあって、喫煙者の方にも配慮されていることなので、できればこの部分は残したほうが良いのでないかなと思います。将来的な取り組みとして。

○玉腰部会長 いかがでしょうか。先ほど開始時点では、最終的には少し控え目な表現にして残しましょうかということにいたしましたけれども、今の森田委員の意見、あるいは

最初の皆川委員の意見では、やっぱり入っていないほうがいいということかなと思います。その点、ほかの委員の皆様の意見を伺った上で、最終的には事務局と私とで相談をさせていただければと思います。なかなかちょっと納得できないなと思っていらっしゃるころはあるかと思いますが、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

逆に、先ほどは一旦、これを残そうねと言ったけれども、意見が変わったよという委員の方、いらっしゃるますか。なるべく控え目に、控え目にしながらも、ちょっと置いておこうかなという気もしてはいますけれども。これがあるとなかなか難しいですか、森田委員、この宣言としては。

○森田委員 宣言としては、やはり受動喫煙。禁煙の宣言ではないので、受動喫煙に対しての宣言なので、それに特化したほうが、言葉としては全部つながるのではないかなと思う。

○玉腰部会長 いかがでしょうか。

さっきも言いましたように、受動喫煙というときに、そもそもその煙を吸わないような環境整備するという考え方と、もう一つは、やはり煙を出さないようにするというところが、両方が絡んでの受動喫煙防止なので、ということなのですけれども。

○森田委員 でも、吸ってもいいですよ、ちゃんとしたところでという話でしょう、これは。周りに気をつけましょうと。周りに受動喫煙をさせないようにということだから、禁煙とはちょっと違うのではないかな。

○土肥委員 ただ、煙が皆さんに害を与える、吸っている本人にもやっぱり害を与えるということで、吸っている人にはもちろん配慮しなければならないのだけれども、やめようという人ぐらいは応援してもいいのでは。

○森田委員 そう？やめようというのは、この問題とはまた別個ではないかと思うんだよね。吸う人はこういうところで気をつけてよという文言だからね。

○土肥委員 でも背景としては、健康被害ということがあるので、その基本的な路線のところは残したい。吸っている人にも配慮しますからというのがこの宣言の言っていることなので、吸っている人もそんなに不満はないのではないかなと思いますけれども。

○森田委員 ごり押しはしません。

○玉腰部会長 皆川委員。

○皆川委員 禁煙も効果があるのですよと、禁煙というのは手段として取組の中に書き込む、分量をふやして書き込むというようなことでは難しいのかなというのが1点。

それから、概要版しかちょっと見られていないのですけれども、改正健康増進法とか、北海道受動喫煙防止条例、この中には禁煙というのは入っていないのですよね。そこに札幌市の宣言が禁煙というところまで方針として書き込むというのは、ちょっとやっぱり違和感があるのかなという気がしますね。

○玉腰部会長 北委員、どうぞ。

○北委員 日本医師会のホームページからの情報ですけれども、受動喫煙をなくすために

は100%禁煙だけが唯一の対策というふうにトップに書いてあるのですよね。今、受動喫煙と禁煙という関係の部分で、ちょっと調べてみたところですけども、これを全面に打ち出すと、医師会だからこういうふうに言うとは思うのですけれども、札幌としてもこれを減らしていくということの一つの行動目標としていくということでここに書き込むということは、私はやはりここに書かれている受動喫煙を防ぐためにいろいろな対策をもちろんするとは思うのですけれども、根本的には煙がなくなれば受動喫煙はなくなるということに、究極ですけども、なります。ここは絶対無理だとは思うのですけれども、やはりここまで振りかぶって考えることも、宣言するので、ある部分、罰則がないので、私は必要であるのかなというふうには考えます。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

○梶委員 私も今の意見に賛成です。禁煙をさせましょうというような取組ではなくて、禁煙を取り組もうとする人を励ますというか協力するという、バックアップという場面だと思うんだよね。動機づけ、やっぱり健康被害、たばこの害というのは明らかなので、禁煙をさせましょうというのではなくて、あくまでも励まし、協力なので、やはりこの内容で残すべきだと思います。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

○田畑委員 私もそっと添えてくれるなら賛成です。職業柄、言いたくはなかったのですけれども、私も喫煙者です。ただ、先回、この会議に、1回しか出ていませんけれども、1回出ただけで、たばこを吸わない人と車に乗ったとき、車の中でたばこを吸わなくなりました。配慮するようになりました。最も大事なものは、実は文言だけではなくて、こういう議論なのだと私は思います。となれば、みんながみんな議論するわけにはいかないから、ぜひこの宣言が出た後の啓発活動というのですか、そういうのは積極的に、業界団体も含め、学校も含め、していくべきなのだろうなというふうに思っています。

もう時間がないから、終わってしまうから、一言だけ言いたいことを言わせていただくと、ぜひ公共のインフラで喫煙所をきちんとつくっていただきたいと自治体には思っています。それはなぜかという、たばこを吸いたい人が、そこで吸えるからいいやという話ではなくて、私も、例えば札幌駅とか、喫煙所へ行くことがありますけれども、喫煙所に入ってたばこを吸うと、体に悪いよなと思います。あの喫煙所の劣悪さはないですよね。どんなにきれいでも、喫煙所の中のあの煙はひどいよなと思わせます。いつかそれが自分の禁煙行動につながればいいなと思っているぐらいなので、ぜひインフラの整備、まずはそういうことも念頭に置いて、札幌市さんがやっただけにととてもうれしいと私は思っています。

以上です。

○玉腰部会長 どうもありがとうございました。

いろいろな御意見があって、どうしていくかというところはあるわけですけども、そっとという形で、やはり最終的にはたばこの煙がなくなれば受動喫煙は防止できるのだ

という考え方にのっとなって、入れさせていただくような方向で考えさせていただきたいと思しますので、御了解いただければと思います。

今日、もう一度見直して、皆さんから御意見いただきましたけれども、島口委員と南保委員、御発言なかったですけれども、よろしいですか。何かこれだけは言っておきたいというようなことは、大丈夫ですか。

○島口委員 大丈夫ですよ。おっしゃっていることは、皆さん世論をきちんと、筋が通っていますので、私は言うことはありません。

○玉腰部会長 南保委員はいかがですか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、これで議題、さっぽろ受動喫煙防止宣言についての協議を終わりとさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

3. その他

○玉腰部会長 3番、その他とありますが、皆さんのほうから何かありますでしょうか。

では、事務局から何かありますか。

○事務局（齊藤） 本日も、皆様活発に御協議をいただきましてありがとうございます。

受動喫煙対策部会として宣言の案への御意見をいただきますのは本日が最後となります。

この後のスケジュールになりますけれども、次第の下のほうに書かせていただいております。この後、庁内での調整を行い、12月の下旬から1月中旬にパブリックコメントを実施する予定でございます。パブリックコメント前に、皆さんにこの案でパブリックコメントをさせていただきますということで情報提供させていただきたいと考えているところです。

宣言自体は、その後、来年の4月に表明をするということになります。

年度末近くになるかと思いますが、パブリックコメントを取りまとめた後のものについても、最後の部会での報告ということを考えておりますが、内容としては御報告となりますので、書面による開催という形をとらせていただければと考えているところです。

以上です。

○玉腰部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにないようでしたらこれで終わりにしたいと思いますが、3回にわたり、本当にいろいろな議論をさせていただいてどうもありがとうございました。

皆さんのおかげで、また事務局の頑張りで、いい形にまとまってくれと思いますので、この後は、パブリックコメントを受けて、最終的な形が若干変わるかもしれませんが、できたものをぜひ今度は実行に移せるようにしていければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、進行を事務局お返ししたいと思います。

ありがとうございます。

○事務局（齊藤） 玉腰部会長、円滑な議事進行をありがとうございました。

皆様が集まっての部会が最後となりますので、医務監の矢野から御挨拶申し上げます。

○事務局（矢野） 医務監、矢野でございます。

3回にわたり、皆様お忙しい中、このように皆さん熱心に御討議いただきまして誠にありがとうございます。

喫煙者の方、禁煙している方、いろいろな方がいらっしゃるし、その職業も、飲食店の方、企業の方、観光、あるいは医療関係、教育関係、町内会の方、さまざまなバックグラウンドの方からさまざまな御意見を伺うことができ、本当に我々もためになりました。

また、今回のさっぽろ受動喫煙防止宣言の修正案ということで皆様に御提示したことに対して、大変お褒めの言葉をいただきまして、担当者が本当に日夜大変な苦勞をしてつくりましたので、本当にありがたく、うれしく思っております。ありがとうございます。

今回、皆様から御意見いただきまして、最終的に受動喫煙防止宣言を作成しますけれども、健康増進法の全面施行、その第一歩ということで、きれいなまちさっぽろを目指して頑張っていきたいと思っておりますので、皆様も御協力どうぞよろしく願います。

長い間、どうもありがとうございました。

今後ともどうぞよろしく願います。

4. 閉 会

○事務局（齊藤） それでは、これもちまして、受動喫煙対策部会を終了させていただきます。

委員の皆様、本当に長時間にわたり、誠にありがとうございました。